

令和3年3月19日

第1・2学年保護者 様

埼玉県立いずみ高等学校長 栗藤 義明

### 緊急事態宣言解除後の学校運営について

春分の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」）下の学校運営につきまして、御理解・御協力をいただき誠にありがとうございます。

政府の緊急事態宣言が3月21日(日)をもって解除されることとなりました。本県でも昨日の県専門家会議、本日開催される対策本部会議で緊急事態宣言解除後の教育活動の在り方について検討がなされております。

つきましては、県教育委員会からの指示に基づき、当面は残り数日となった第3学期を下記のとおり運営してまいります。また、新年度からの学校運営は通常どおり行う予定です。保護者の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### 記

#### 1 宣言解除後（新学期4月8日以降も含む）の授業等について

##### （1）授業は感染防止対策を徹底した上で実施

- ・マスクの着用、三密を避けること、手洗い・手指消毒等の感染防止策は継続
- ・一部実施を留保していた活動（合唱、調理実習及び理科の実験等）を再開
- ・全校生徒が体育館等に集まる行事（修了式、始業式及び入学式等）を再開

##### （2）部活動等の課外活動は段階的に活動再開（泊を伴う活動は、当分の間、中止）

- ・詳細については、3月22日(月)以降、顧問教諭から春休みの練習計画等も含め連絡する（それまでは「3月10日付け『緊急事態宣言下の部活動再開（試行）について』」を参照のこと）

#### 2 今後の登校時間、日課等について

##### （1）基本的な考え方

さいたま市周辺地域の感染状況及び大宮駅での乗降客数等を鑑み、感染防止の観点から学年末休業前日の3月24日(水)まで、時差登校・短縮授業を継続します。その後、感染状況等が暗転しない限りは、新年度4月8日(木)からは通常の日課とする予定です。

##### （2）登校時間等について（時差登校・短縮授業の措置は修了式まで継続）

- ・3月22日(月)～24日(水)
  - 時差登校：午前9時40分登校（緊急事態宣言下と同じ1時間遅れ）
  - 短縮授業：1コマを短縮40分授業として実施（この期間は特別編成時間割）
- ・令和3年4月8日(木)からは通常日課（午前8時40分登校、50分授業）とする

### 3 各家庭へのお願い

緊急事態宣言は解除されますが、感染症がゼロになるわけではありません。新型コロナウイルスの感染防止・蔓延防止に引き続き御協力ください。学校でも感染症対策に努めてまいります。御家庭でも以下の点に御留意いただきたくお願い申し上げます。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- (3) 不要不急の外出、生徒同士の会食等の自粛
- (4) 本人・御家族の感染情報の共有、保健当局の疫学調査等への協力

### 4 その他

新型コロナウイルスの感染状況は刻一刻と変化しており、引き続き予断を許さない状況にあります。新年度までに状況が大きく変わる場合は、学校ホームページ、Google Classroomでお知らせしてまいります。御理解のほどよろしく願いいたします。

担当 教頭 吉野 安昭  
電話 048-852-6880